

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険法による保険給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、国民健康保険法による保険給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法による保険給付等に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する次の事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険給付及び保険料賦課に必要な資格情報を管理し、被保険者証等の交付を行う被保険者資格管理事務 2 被保険者の所得の把握、保険料賦課、保険料減免等を行う保険料賦課管理事務 3 高額療養費等の保険給付を行う給付管理事務 4 保険料の収納、還付、充当等及び滞納者への督促状の送付を行う保険料収納管理事務 5 保険料の滞納整理等を行う保険料滞納管理事務 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー、サービス検索・電子申請機能等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、番号利用法別表の44の項、番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69の項、70の項、71の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項、173の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>健康福祉局保健部保険年金課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>保険年金課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>なし</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号:082-243-2583(直通)</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>広島市健康福祉局保健部保険年金課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2157(直通)</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"></p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民健康保険法による保険給付等に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input checked="" type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表第一の30の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、番号利用法別表第一の30の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第26条 ※番号法別表第二 43の項、45の項に係る主務省令は未制定。 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第12号、第3条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第4条、第5条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第19条、第20条第8号、第25条第3号、第7号、第8号、第33条第1号、第43条第3号、第5号、第7号、第44条、第46条第1項 ※番号法別表第二 9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、30の項、33の項、39の項、46の項、58の項、78の項、88の項、97の項、106の項、109の項、120の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ※番号利用法別表第二 45の項に係る主務省令は未制定。 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条第3号、第4号、第6号、第9号、第10号、第16号、第3条第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第4条、第5条第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第8条第3号、第10条の2第3号、第11条の2第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条、第20条第8号、第25条第3号、第7号、第8号、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号、第5号、第7号、第44条、第46条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第49条第2号、第55条の2第3号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第二 30の項、33の項、39の項、46の項、58の項、88の項、106の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法の改正、番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令の公布によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成28年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成28年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年3月6日	表紙 特記事項	記載なし	本評価書の記載項目のうち、次期国保総合システムおよび国保情報集約システムに関する項目は、平成30年度に導入される当該システムの追加に伴う記載であり、平成30年4月1日以降の予定内容を記載している。	事後	国民健康保険制度改革によるものでその他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年3月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	国民健康保険システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	国民健康保険制度改革によるものでその他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年3月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成28年12月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年3月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成28年12月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(略) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条第3号、第4号、第6号、第9号、第10号、第16号、第3条第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第4条、第5条第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第8条第3号、第10条の2第3号、第11条の2第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条、第20条第8号、第25条第3号、第7号、第8号、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号、第5号、第7号、第44条、第46条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第49条第2号、第55条の2第3号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第二 30の項、33の項、39の項、46の項、58の項、88の項、106の項に係る主務省令は未制定。	(略) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条第3号、第4号、第5号、第8号、第10号、第11号、第17号、第3条第4号、第5号、第6号、第9号、第10号、第11号、第12号、第4条、第5条第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第8条第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条、第20条第8号、第22条の2第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第24条の2第3号、第4号、第5号、第8号、第9号、第25条第3号、第7号、第8号、第31条の2第4号、第5号、第6号、第9号、第10号、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号、第5号、第7号、第44条、第46条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第49条第2号、第53条第1号、第2号、第5号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第二 30の項、46の項、88の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法の改正、番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令の公布によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年2月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成30年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年2月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成30年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	表紙 特記事項	本評価書の記載項目のうち、次期国保総合システムおよび国保情報集約システムに関する項目は、平成30年度に導入される当該システムの追加に伴う記載であり、平成30年4月1日以降の予定内容を記載している。	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月22日	IV リスク対策 8. 監査	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月22日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年2月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(略) 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条第3号、第4号、第5号、第8号、第10号、第11号、第17号、第3条第4号、第5号、第6号、第9号、第10号、第11号、第12号、第4条、第5条第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第8条第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条、第20条第8号、第22条の2第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第24条の2第3号、第4号、第5号、第8号、第9号、第25条第3号、第7号、第8号、第31条の2第4号、第5号、第6号、第9号、第10号、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号、第5号、第7号、第44条、第46条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第49条第2号、第53条第1号、第2号、第55号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第二 30の項、46の項、88の項に係る主務省令は未制定。	(略) 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条第3号、第4号、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号、第17号、第3条第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第4条、第5条第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第8条第1号、第2号、第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条、第20条第9号、第10号、第22条の2第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第24条の2第2号、第3号、第4号、第5号、第8号、第9号、第25条第2号、第3号、第7号、第8号、第31条の2第3号、第4号、第5号、第6号、第9号、第10号、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2号、第3号、第5号、第7号、第44条、第46条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第49条第2号、第53条第1号、第2号、第55号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第二 30の項、46の項、88の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法の改正、番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令の公布によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年2月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局保険年金課	健康福祉局保健部保険年金課	事後	組織改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年2月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	広島市健康福祉局保険年金課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2157(直通)	広島市健康福祉局保健部保険年金課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2157(直通)	事後	組織改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年2月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年2月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(略)	(略) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	国民健康保険制度改革によるものでその他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(略) 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	(略) 国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(略)	(略) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	国民健康保険制度改革によるものでその他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(略)	(略) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	国民健康保険制度改革によるものでその他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ※番号利用法別表第二 45の項に係る主務省令は未制定。 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条第3号、第4号、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号、第17号、第3条第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第4条、第5条第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第8条第1号、第2号、第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条、第20条第9号、第10号、第22条の2第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第24条の2第2号、第3号、第4号、第5号、第8号、第9号、第25条第2号、第3号、第7号、第8号、第31条の2第3号、第4号、第5号、第6号、第9号、第10号、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2号、第3号、第5号、第7号、第44条、第46条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第49条第2号、第53条第1号、第2号、第5号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第二 30の項、46の項、88の項に係る主務省令は未制定。 (略)	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ※番号利用法別表第二 45の項に係る主務省令は未制定。 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条第3号、第4号、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号、第17号、第3条第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第4条、第5条第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第8条第1号、第2号、第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条、第20条第10号、第11号、第22条の2第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第24条の2第3号、第4号、第5号、第6号、第9号、第10号、第25条第2号、第3号、第7号、第8号、第31条の2第4号、第5号、第6号、第7号、第10号、第11号、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2号、第3号、第5号、第7号、第44条、第46条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第49条第2号、第53条第1号、第2号、第5号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第二 30の項、46の項、88の項に係る主務省令は未制定。 (略)	事後	番号利用法の改正、番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令の公布によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年9月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年9月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和8年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー、サービス検索・電子申請機能等	事後	サービス検索・電子申請機能等によるオンライン照会を実施に伴う修正。 ※個人番号の入手経路の変更等がないため、重要な変更には該当せず、修正により対応。
令和8年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、番号利用法別表第一の30の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1項番30 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、番号利用法別表の44の項、番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	改正番号法の施行に伴う修正、重要な変更には該当しないため修正により対応。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ※番号利用法別表第二 45の項に係る主務省令は未制定。 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69の項、70の項、71の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項、173の項	事後	改正番号法の施行に伴う修正、重要な変更に応じないため修正により対応。
令和8年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (続き)	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条第3号、第4号、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号、第17号、第3条第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第4条、第5条第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第8条第1号、第2号、第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条、第20条第10号、第11号、第22条の2第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第24条の2第3号、第4号、第5号、第6号、第9号、第10号、第25条第2号、第3号、第7号、第8号、第31条の2第4号、第5号、第6号、第7号、第10号、第11号、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2号、第3号、第5号、第7号、第44条、第46条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第49条第2号、第53条第1号、第2号、第5号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第二 30の項、46の項、88の項に係る主務省令は未制定。 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	改正番号法の施行に伴う修正、重要な変更に応じないため修正により対応。
令和8年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年8月31日時点	令和7年9月30日時点	事前	時点の修正
令和8年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年8月31日時点	令和7年9月30日時点	事後	時点の修正
令和8年3月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	-	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民健康保険法による保険給付等に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	項目の追加に伴い今回追記。
令和8年3月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	[O]全項目評価又は重点項目評価を実施する。	事後	項目の追加に伴い今回追記。